

令和 6 年 3 月 29 日

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について（通知）

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、地方公共団体の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされており、

さらに、建設業における担い手の育成及び確保には、法定福利費の適切な支払のための取組の強化が求められていることから、下記のとおり、契約締結後に受注者が提出する請負代金内訳書において、法定福利費の明示を求めることとしましたので通知します。

記

1 対象工事

予定価格が 130 万円を超えるすべての建設工事

2 明示する法定福利費

建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に関する社会保険料の事業主負担分

※対象となる社会保険：健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

3 請負代金内訳書の提出時期及び提出先について

請負代金内訳書に法定福利費を明示し、契約締結後 5 日以内に工程表と併せて工事担当課へ提出

4 適用日

令和 6 年 4 月 1 日以降に契約締結を行うものから適用

5 法定福利費の確認等について

(1) 確認方法

受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費額については、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下、「予定価格に占める法定福利費概算額」という。）との比較により、法定福利費に相当する額が請負契約に計上されていることを確認します。

(2) 予定価格に占める法定福利費概算額について

予定価格に占める法定福利費概算額は、次の算定式により算出します。

「法定福利概算額」＝予定価格×法定福利費の割合（別紙参照）

(3) 留意事項

受注者により明示された法定福利費額と、予定価格に占める法定福利費概算額を比較して、一定以上の乖離がある場合（2分の1未満）は、受注者に対して算定根拠を確認させていただく場合があります。

以上